

改正

平成19年3月30日告示第59号

平成23年7月4日告示第97号

平成27年1月5日告示第2号

平成29年3月10日告示第37号

庄原市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの処理及び資源化等を行う機器を購入し、設置した者に予算の範囲内において補助金を交付し、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 補助金の交付対象となる機器(以下「処理機器」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生ごみを処理するため、微生物等を利用し、堆肥化させる機能を有する処理容器

(2) 生ごみを電機的に処理し、減量化又は堆肥化させる機能を有する処理機

2 補助金の交付は、1世帯につき処理機器1台を限度とする。ただし、適正な管理のもとに処理機器を使用した場合において、故障等により更新が必要となった場合は、この限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、処理機器を購入し、設置した者(事業所は除く。)であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、居住していること。

(2) 処理機器を設置できる場所があること。

(3) 減量化又は堆肥化された生ごみを適正に処理できること。

(4) 市税、納付金等を世帯員が滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機器購入経費の2分の1以内とし、1万6千円を限度とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

(交付申請の手続)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第 1 号）に処理機器の購入を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、購入後速やかに、かつ、購入日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を決定したうえで、交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 7 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第 3 号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年 3 月 31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の総領町生ごみ処理容器等購入助成事業補助金交付要綱（平成12年総領町訓令第 23号。以下「合併前の告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の告示の規定により交付決定を行った補助金については、なお合併前の告示の例による。

（補助金の額の特例）

4 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日までの間に交付決定したものに係る補助金の額については、第 4 条に「1 万 6 千円」とあるのは、「2 万円」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年 3 月 30日告示第59号）

（施行期間）

1 この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年 7 月 4 日告示第97号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年7月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年1月5日告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月10日告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

様式 (省略)